



# 宇部市内 (H30年11月) 非行少年等の補導人員

- ◇ 刑法犯少年は43人で、前年より18人減少しています。
- ◇ 刑法犯少年のうち、触法少年は大きく減少しています。
- ◇ 刑法犯少年のうち、高校生が約4割を占めています。



### 1 総数

\* 昨年に比べ減少しています。

区分	総数	刑法犯少年			特別法犯少年		
		犯罪少年	触法少年	犯罪少年	触法少年		
平成30年11月	46(8)	43(7)	33(5)	10(2)	3(1)	2	1(1)
前年同期	64(9)	61(9)	36(4)	25(5)	3	3	

※ 犯罪少年とは、14歳以上20歳未満の者をいいます。

※ 触法少年とは、14歳未満の者をいいます。( )内は、女子で内数です。

### 2 刑法犯少年の罪種別

\* 昨年に比べ減少しています。

区分	凶悪犯 殺人・放火等	粗暴犯 暴行・傷害等	窃盗犯	知能犯 詐欺・横領等	その他	合計
平成30年11月	4	13(3)	23(3)	3(1)		43(7)
前年同期	3	10(1)	25(5)		23(3)	61(9)

### 3 刑法犯少年の学職別

\* 小中学生・無職少年が減少、一方で高校生が増加しています。

区分	小学生	中学生	高校生	その他の学生	有職少年	無職少年	合計
平成30年11月	8(1)	6(1)	18(4)		11(1)		43(7)
前年同期	16(3)	14(3)	12(1)	2(1)	10	7(1)	61(9)

### 4 不良行為少年

\* その他～飲酒、怠学、い集等により公衆に迷惑をかけるような行為等

区分	喫煙	不良交友	深夜はいかい	家出	その他	合計
平成30年11月	13(3)	26	43(13)	15(9)	52(14)	149(39)
前年同期	15(2)	5(1)	82(23)	8(6)	61(7)	171(39)

## ～フィルタリングを活用しましょう～

子供が利用する携帯電話やスマートフォンは、フィルタリングをかけ、有害な情報から子供達を守りましょう。

家庭でのルールを決め、保護者が責任を持ち管理することが必要です。

